

津山市建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱

平成18年3月31日

津山市告示第191号

(趣旨)

第1条 市長は、地震に対する建築物の安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資するため、民間建築物の耐震診断等に要する経費の一部を予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則(昭和42年津山市規則第13号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断等 既存の建築物の耐震性を把握するために行う次に掲げるもの及びこれに付随する調査等をいう。ただし、建築物の用途変更に伴うものを除く。

ア 次に掲げる方法に基づき行う既存建築物の耐震診断、補強計画の作成又は補強計画後の耐震診断

(ア) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定める方法

(イ) 岡山県木造住宅耐震診断マニュアル(以下「マニュアル」という。)に掲げる一般診断法又は精密診断法

イ 構造計算書等の既存設計図書の内容確認及び現地調査

ウ 構造計算の再計算及び現地調査

エ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の住宅性能評価(既存住宅に関するものであって、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の1-1の規定による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価のあるものに限る。以下「既存住宅性能表示制度に係る性能評価」という。)

(2) 住宅 建築物のうち、一戸建の住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が述べ床面積の2分の1未満のものをいう。)を含む。)をいう。

(3) 指示対象建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。第6条第4号において「耐促法」という。)第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物をいう。

(補助対象者)

第3条 この告示の規定による補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用し、耐震診断等を実施する者であって、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 別表第1の事業区分に応じて耐震診断等を行う民間建築物（市内に存するものに限る。）の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）であること。

(2) 市税を完納していること。

（補助対象耐震診断等）

第4条 補助金の交付の対象となる耐震診断等は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、第2条第1号工に該当する耐震診断等は、この限りでない。

(1) 別表第1の事業区分に応じて次に掲げる者が行うものであること。

ア 木造住宅耐震診断事業 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条第1項の規定により岡山県木造住宅耐震診断員名簿に登録された者（補助対象者の委託を受けた一般社団法人岡山県建築士事務所協会が指定した木造住宅耐震診断員に限る。）

イ 戸建住宅耐震診断事業及び建築物耐震診断事業 建築物の構造実務実績等を勘案し岡山県知事が指定した建築士事務所に所属する建築士（補助対象者の委託を受けた建築士事務所が指定した建築士に限る。）

(2) 当該耐震診断等の完了後、その結果について岡山県知事が指定する耐震評価機関の評価を受けたものであること。

（補助対象経費及び補助率等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表第1に定めるところによる。ただし、補助対象経費について、消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入に係る消費税額として控除することができる額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあっては、当該消費税仕入控除税額は、補助対象経費から控除するものとする。

2 前項ただし書の規定による消費税仕入控除税額の控除を行わなかった補助対象者において、補助金の交付を受けた後に消費税仕入控除税額が確定した場合にあっては、当該補助対象者は、別に定めるところにより速やかに市長にその報告を行い、当該交付を受けた補助金の額と当該確定後の消費税仕入控除税額を補助対象経費から控除した場合の補助金の額との差額を返還しなければならない。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、津山市建築物耐震診断等事業費補助金交付申請書（様式第1号又は様式第2号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 耐震診断等を受けようとする建築物の位置図

(2) 耐震診断等を受けようとする建築物の所有者及び建築時期がわかるもの

(3) 事業計画書（変更事業計画書）（様式第3号。ただし、様式第1号（精密診断の場合に限る。）又は様式第2号による申請の場合に限る。）

(4) 配置図及び道路関係立面図（様式第4号。ただし、耐促法第14条第3号の通行障害建築物に該当する場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助事業（補助金の交付の対象となる耐震診断等をいう。以下同じ。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに津山市建築物耐震診断等事業変更・中止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して10日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに津山市建築物耐震診断等事業実績報告書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績明細書（様式第7号）

(2) 耐震診断等の結果報告書

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助決定者に通知するとともに、速やかに当該補助金を交付するものとする。

（公表）

第11条 市長は、本事業の耐震診断等の結果を遅滞なく公表するものとする。

2 公表の対象となる建築物の種類、公表の方法等は、市長が別に定める。

（取引上の開示）

第12条 本事業の耐震診断等を実施した建築物の所有者は、当該建築物を第三者に譲渡し、又は貸与しようとするときは、譲渡人又は賃貸人に、耐震診断等の結果を開示しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

付 則（平成19年6月27日告示第54号）

この要綱は、公示の日から施行する。

付 則（平成20年3月31日告示第202号）

この要綱は，平成20年4月1日から施行し，平成20年度分の補助金から適用する。

付 則（平成20年8月18日告示第89号）

この要綱は，公示の日から施行し，平成20年度分の補助金から適用する。

付 則（平成22年7月1日告示第60号）

この要綱は，公示の日から施行する。

付 則（平成23年4月1日告示第19号）

この要綱は，公示の日から施行する。

付 則（平成26年7月1日告示第64号）

この要綱は，公示の日から施行する。

付 則（平成28年3月31日告示第226号）

この要綱は，平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条・第4条・第5条関係）

補助の対象			補助率等
事業区分	建築物	経費	
木造住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 （1）昭和56年5月31日以前に着工された一戸建の住宅（店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、住宅以外用途の床面積が2分の1未満のものに限る。）であること。 （2）構造が次に掲げる工法以外の木造であること。 ア 丸太組工法 イ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第	次に掲げる経費の合計額 （1棟につき134,000円（消費税仕入控除税額を控除する場合にあっては、124,000円）） マ ニュアルに掲げる一般診断法によるものについては、面積が200m ² 以内のものにあっては1棟につき70,000円（消費税仕入控除税額を控除する場合にあっては、64,000円）、200m ² を超えるものについては1棟につき70,000円に200m ² を超える面積100m ² までごとに9,000円（消費税仕入控除税額を控除する場合にあっては、8,000円）を加算した額）を上限とす	（1）国土交通省の社会資本整備総合交付金の効果促進事業を活用した一般診断法によるものについては、面積が200m ² 以内のものにあっては60,000円、200m ² を超えるものについては60,000円に200m ² を超える面積100m ² までごとに8,000円を加算した額とする。 （2）（1）以外のものについては、補助対象経費の3分の2以内。ただし、1棟につき84,000円を限度とする。

	<p>38条の規定に基づく認定工法</p> <p>(3) 地上階数が2以下であること。</p>	<p>る。)</p> <p>(1) 耐震診断等の経費(第2条第1号アに該当するものにあつてはマニュアルに掲げる一般診断法又は精密診断法によるものに限り、同号エに該当するものにあつては耐震性能に係る評価の費用相当分の経費に限る。)</p> <p>(2) 第4条第2号の評価に係る経費</p>	
戸建住宅耐震診断事業	<p>次に掲げる要件の全てに該当する住宅</p> <p>(1) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。</p> <p>(2) この表の木造住宅耐震診断事業の項建築物の欄に掲げる住宅以外の戸建住宅であること。</p>	<p>次に掲げる経費の合計額(1棟につき134,000円(消費税仕入控除税額を控除する場合にあつては、124,000円)を限度とする。)</p> <p>(1) 耐震診断等の経費(第2条第1号エに該当するものにあつては、耐震性能に係る評価の費用相当分の経費に限る。)</p> <p>(2) 第4条第2号の評価に係る経費</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内。ただし、1棟につき84,000円を限度とする。</p>
建築物耐震診断事業	<p>次に掲げる要件の全てに該当する建築物</p> <p>(1) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。</p> <p>(2) 木造住宅耐震診断事業及び戸建住宅耐震診断事業の補助対象建築物以外の建築物であること。</p>	<p>次に掲げる経費の合計額(1,000m²以内の部分は1m²につき2,060円(消費税仕入控除税額を控除する場合にあつては、1,900円), 1,000m²を超えて2,000m²以内の部分は1m²につき1,540円(消費税仕入控除税額を控除する場合にあつては、1,400円), 2,00</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内。ただし、次に掲げる額を限度とする。</p> <p>(1) 指示対象建築物1棟につき2,000,000円</p> <p>(2) (1)以外のもの1棟につき1,000,000円</p>

	<p>0 m²を超える部分は1 m²につき1,030円 (消費税仕入控除税額を控除する場合にあっては,900円)として算出した額の合計額を限度とする。)</p> <p>(1) 耐震診断等の経費 (第2条第1号工に該当するものにあつては,耐震性能に係る評価の費用相当分の経費に限る。)</p> <p>(2) 第4条第2号の評価に係る経費</p>	
--	---	--